

令和8年度

均等割非課税基準

扶養の人数	合計所得	給与収入
0人	380,000円以下	1,030,000円以下
1人	828,000円以下	1,478,000円以下
2人	1,108,000円以下	1,758,000円以下
3人	1,388,000円以下	2,099,999円以下
4人	1,668,000円以下	2,499,999円以下
5人	1,948,000円以下	2,899,999円以下
6人	2,228,000円以下	3,299,999円以下
7人	2,508,000円以下	3,687,999円以下
8人	2,788,000円以下	4,035,999円以下
9人	3,068,000円以下	4,387,999円以下
10人	3,348,000円以下	4,735,999円以下

扶養の人数が1人以上の場合、下記の計算式で求めた金額以下

$$(\text{扶養の人数} + 1) \times 280,000\text{円} + 268,000\text{円}$$

※障がい者・ひとり親・寡婦・未成年…合計所得135万円以下（給与収入2,043,999円以下）非課税